坂戸、鶴ヶ島水道企業団標準物品売買契約約款

(総則)

- **第1条** 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書(現場説明書等を含む。)及び図面(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内 に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約 代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、この契約を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び 商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入の方法等)

- **第3条** 受注者は、物品を納入するときは、特に発注者が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。
- 2 受注者は、据付又は調整を要する物品については、納入の際に据付又は調整を行 うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入したときは、速やかに書面によりその旨を、発注者に届出 なければならない。

(契約内容の変更、中止等)

- **第4条** 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償 しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。 (納入期限の延長)
- **第5条** 受注者は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品の納入を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅

滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合おいて、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査)

- **第6条** 発注者は、第3条第3項の規定により納入の届出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、納入した物品の全部又は一部が検査に合格しないときは、遅滞なく他 の適切な物品と取替え又は当該物品を手直しの上、発注者に納入しなければならな い。
- 3 前項の規定により、取替え又は手直しをした物品については、第3条及び第1項 の規定を準用する。
- 4 第1項の検査に必要な費用及び検査により変質、変形、消耗又はき損した物品の 損害は受注者の負担とする。

(所有権の移転及び引渡し)

第7条 物品の所有権は、当該物品の全部が前条の規定による検査に合格したときに、受注者から発注者に移転するものとし、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

(契約金額の支払)

- **第8条** 受注者は、第6条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手 続に従って契約金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に契約金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

- **第9条** 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に当該物品の全部の納入を 完了することができない場合において、納入期限後に完了する見込みがあると発注 者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

- 第10条 この契約に関し、受注者(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反 し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定 に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2 第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、 発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- **第11条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に物品を納入する見込みがないと、明らかに認められるとき。
 - (2) この契約の締結及び履行に関し、不正な行為をしたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 第13条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下 この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。
 - カ 受注者がこの契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアから才までのいずれかに該当する者とこの契約の履行に係る契 約をしていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して 当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなけれ ばならない。
- **第12条** 発注者は、物品の納入が完了しない間は、前条第1項の規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼ

したときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- **第13条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第4条の規定により契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第4条の規定による納入の中止の期間が、契約日から納入期限までの期間の 10分の5以上に達したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。 (危険負担)
- **第14条** 第6条の検査合格の前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は発注者の負担とする。 (かし担保)
- **第15条** 受注者は、かし担保期間内における物品のかしはこれを補修し、又は他の 良品と引換え若しくは金銭をもって賠償しなければならない。 (秘密の保持)
- **第16条** 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 (定めのない事項等)
- **第17条** この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。